

事業其の辭ニ當タリツ、マリ

ニ事業主ハ十月三日船夫八名ニ對スル解雇通知ヲ發ス
一 交渉状況

ハ九月十四日組合代表久保田敏・船夫代表高尾原仁助ハ會社
ト宮地常務ヲ訪問シ団体交渉権ヲ認メラシ表レト交渉セケ
カ會社ハ之ヲ拒ミテ亦セズ

又九月廿五日板組會大隈常任ハ爭議團負約十三名ヲ從ハ宮地
常務宛ヲ訪問シタルニ宮地ハ自宛訪問ヲ拒絶シタルヲ以テ
更ニ九月十六日板組團負ヲ派シテ約主十名大隈船夫ニ從ヒ
會社ト宮地ヲ訪セタルト依然組合ヲ交渉参加ヲ拒絶サレテ
交渉破裂ス

又九月十七日會社ハ交渉一切ヲ中原及次郎ニ委任、中原ハ九
月十八日芝田日之出所大書地系組事務所ニ於テ組合代表
家博、爭議團代表三代川勘藏外數名ト會見シ

ハ復職ヲ一方ハ解雇ヲ各固執シ進展セズ

又九月十九日右同様、會見行ハシタルカ何等纏ル所ナク只察
船位置、変更ニ關シ決定セルノミナリシカ組合側ハ翌廿日
ニ至リ電話ヲ以テ交渉ヲ事業主代表ト話メサル旨ノ意思表
示ヲ行ハリ

又九月二十一日水上署ニ在リテ、労資双方ヲ召致シ妥協点、
發見ニ努メタルニ果サズ

又事業主側ハ十月一日謝停課ニ出頭辭退方シ申出テ爭議團側
正之ニ應シタルニ妥協セズ 双方ノ主張ハ

(労資) 解雇者三名

(勞) 同 一名

(資) 解雇手當三百円

(勞) 同 四百円

(資) 仕込金ハ三十六円